

令和 4 年 6 月 24 日

古賀市議会
議長 結城 弘明 様

文教厚生常任委員会
委員長 平木 尚子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について 6 月 13 日に委員会を開催し、その審査結果を会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

第 36 号議案 古賀市立学校体育施設開放の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

古賀市立学校体育施設開放に関し、利用に供する施設を追加するほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 中学校体育施設の日曜開放を進める背景は、スポーツに親しむ人口を増やしていくことが根底にある。また、スポーツ庁から平成 30 年 3 月に、生徒の健康面から休養の必要性があり運動部活動の週 2 日以上休養日の設定や活動時間に関する総合的なガイドラインが出され、また、教職員の働き方改革取組指針が同時期に出された。これまでガイドラインに沿った取組を進め、子どもたちが安全で充実した部活動を行うことができ、また、教職員が子どもたちへの教育活動を心身共に健康で取り組める環境づくりを進めてきたことで、施設を有効活用するめどがたった。今後の部活動の在り方については地域スポーツなどと連携しながら考えていく。
2. 今回の改正により、日曜開放は 8 時 30 分から 22 時までとし、3 中学校共通では体育館及び運動場、古賀中学校ではテニスコート及び野球場、古賀北中学校では武道場及びテニスコート、古賀東中学校では武道場が新規に開放される。あわせて、3 中学校の月曜日から土曜日までの体育館利用時間が 19 時から 22 時までに変更される。また、学校が大会等で使用する場合は学校の利用を優先する。使用料は既存の施設に準じた設定とし、子どもたちが利用する場合の使用料は減免となる。
3. 施行が令和 4 年 10 月となったのは、予約システムの改修が必要であることや中体連の大会が終わった頃であることを踏まえ、この時期とした。
4. 古賀中学校の野球場のライト側は国道 3 号に近く、社会人が利用すること

で、ボールがフェンスオーバーする危険性があることが分かった。安全対策として増強するか、大人に開放してよいか、ジュニア団体だけの開放にするかも慎重に考えたい。

5. 学校施設利用にあたっての管理は、学校が日常的に行っているが、利用者が使い方を守っていき、管理ができるように運営していく。

【意見】

（賛成意見）

提案理由として中学校体育施設の日曜日の有効利用のめどが立ったことや部活の在り方と教職員の働き方も背景にあったとのことであり、市民体育館の移転廃止の受け皿ではなく、より広く市民の方に利用できるようにしたいという目的を確認したことで、利用者増加の効果をもたらすと考え、賛成。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第 41 号議案 工事請負契約の締結について（令和 4 年度古賀北中学校管理棟他大規模改造工事）

令和 4 年度古賀北中学校管理棟他大規模改造工事を施工するため、一般競争入札により工事請負人を定めたので、その者と工事請負契約を締結するに当たり、市議会の議決を求めるもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 請負人との契約締結に係る入札結果に関して、入札額に同額のものがあるが、各社の積算方法により金額を算出した結果であると思われる。
2. 今回落札した業者は、同様の学校施設の改修工事等の実績もあり、適正に工事を行っていくものと認識している。
3. 市内事業者の活用に係る要請について、今回の工事についても特記仕様書に明記しており、契約に至った時は市商工会と連携を取り、事務局として行動していく。

【意見】

なし

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。